

全 建 労 発 第 59 号
平成23年11月8日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

労働時間の適正化に関する要請について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、過重労働による健康障害や割増賃金の不払に係る労働基準法違反等の問題の解消に向けて、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施することとしており、別添のとおり、同省労働基準局長より周知協力要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、労働時間の適正化に向けた取組が推進されるよう周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

基 発 1028 第 2 号
平成 23 年 10 月 28 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働時間の適正化に関する要請について

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少基調にあるものの平成 22 年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成 22 年度においても 285 件に上るなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが望まれます。

そこで、本年度においても、このような取組を促し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業等において労働時間の適正化に向け下記に重点を置いた取組が推進されますよう、傘下企業等への一層の周知等に御協力をお願いします。

なお、企業等への周知に当たっては、別添のリーフレット等も御活用ください。

記

- 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 労働時間の適正な把握の徹底

平成 23 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成 22 年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられる。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成 22 年度においても 285 件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 23 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 23 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）まで

3 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 長時間労働等に関する情報提供の受付

キャンペーンに合わせて新たに開設する、労働基準法等違反の情報を受け付

けるメール窓口（以下、「メール窓口」という。）において、長時間労働等に関し重点的に情報提供を受け付ける。

ウ 周知・啓発の実施

長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、以下のとおり周知・啓発を行う。

- ・キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載
- ・メール窓口について、記者発表し、また厚生労働省ホームページに情報提供受付用バナーを設置
- ・賃金不払残業の是正結果及びその解消のための取組等を示した「平成22年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」を記者発表

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

（２）都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局（以下「局」という。）は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ メール窓口の情報に基づく対応

局及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、労働基準法等違反の情報を受け付けるメール窓口に対し、長時間労働等に関する情報提供がなされるので、当該情報を今後の監督指導等に活用する。

ウ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（１）ウの本省の取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

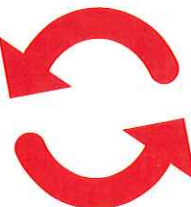
エ リーフレットの配布

局及び署は、送付されたリーフレットを使用者団体、労働組合、関係機関等及び集団指導の参加者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。

オ 重点監督等の実施

署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。



よく働き  よく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。
 いい仕事は、健康なからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、
 いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ 
 “労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり”

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日🔥~11月30日🔥
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。

現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。※1

過重労働による健康障害を防止するために ※2

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準※3に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために ※4

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)